

パンデミック状況下における事業継続を支えるためのオフィス及び産業の職場での
COVID-19 の予防と管理の手引きに関する保健大臣決定

No. HK.01.07/MENKES/328/2020

唯一神のご加護により、
インドネシア共和国保健大臣は、

- a. COVID-19 感染の鎖を立ち切るために、保健、社会、経済など様々な側面の取り組みが行われていること、
 - b. 各種 COVID-19 即応政策は引き続き国民経済の持続を支えなければならず、保健の側面からはオフィス及び産業の職場での予防及び管理の取り組みを行う必要があること、
 - c. a 及び b を考慮し、パンデミック状況下における事業継続を支えるためのオフィス及び産業の職場での COVID-19 の予防と管理の手引きに関する保健大臣決定を定める必要があること、
- を考慮し、

- 1. 労働安全に関する法律 1970 年第 1 号(官報 1970 年 1 号、官報追記 2918 号)
 - 2. 感染症に関する法律 1984 年第 4 号(官報 1984 年 20 号、官報追記 3273 号)
 - 3. 保健に関する法律 2009 年第 36 号(官報 2009 年 14 号、官報追記 5063 号)
 - 4. 感染症対策に関する政令 1991 年第 40 号(官報 1991 年 49 号、官報追記 3447 号)
 - 5. 労働安全衛生管理システムに関する政令 2012 年第 50 号(官報 2012 年 100 号、官報追記 5309 号)
 - 6. 労働衛生に関する政令 2019 年 88 号(官報 2019 年 251 号、官報追記 6444 号)
 - 7. 保健省の組織及び作業手順に関する保健大臣規程 2015 年第 64 号(官報 2015 年 1508 号)及びその改正である保健省の組織及び作業手順に関する保健大臣規程 2015 年第 64 号の改正に関する保健大臣規程 2018 年第 30 号(官報 2018 年 945 号)
- を鑑み、

以下を決定した：

パンデミック状況下における事業継続を支えるためのオフィス及び産業の職場での
COVID-19 の予防と管理の手引きに関する保健大臣決定を定める。

- 1. パンデミック状況下における事業継続を支えるためのオフィス及び産業の職場での COVID-19 の予防と管理の手引きは、本大臣決定と切り離すことのできない一部である添付書類に記載の通り。
- 2. パンデミック状況下における事業継続を支えるためのオフィス及び産業の職場での

本資料は、保健大臣決定（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

COVID-19 の予防と管理の手引きは、政府機関、民間企業、国営企業、州及び県/市保健局の職場管理者向けのレファレンスを提供することを目指したものである。

3. 中央政府、州政府及び県/市政府は、各者の権限に応じ、パンデミック状況下における事業継続を支えるためのオフィス及び産業の職場での COVID-19 の予防と管理の手引き実施の育成及び監督を行い、国民を関与させることも可能。
4. 本大臣決定は制定の日から発効となる。

2020 年 5 月 20 日、ジャカルタにて制定

保健大臣

テラワン・アグス・プトラント

本資料は、保健大臣決定（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

パンデミック状況下における事業継続を支えるための
オフィス及び産業の職場での COVID-19 の予防と管理の手引きに関する
保健大臣決定 No.H.K.01.07/MENKES/ /2020
添付書類

パンデミック状況下における事業継続を支えるためのオフィス及び産業の職場での
COVID-19 の予防と管理の手引き

第 1 章
イントロダクション

A. 背景

WHO は COVID-19 のパンデミック宣言を行った。インドネシアにおける COVID-19 の伝播は、陽性者数及び死者数の増加に伴い地域と国家を超えてますます拡大している。この状況が、インドネシアの政治、経済、社会、文化、防衛・治安及び国民福祉に影響を及ぼしており、COVID-19 即応のための包括的な戦略及び取り組みが必要となっている。

ますます憂慮すべき状況となっているインドネシアの COVID-19 の伝播及び感染に留意し、政府は、大統領決定 2020 年第 11 号を通じてインドネシアの COVID-19 の公衆衛生緊急事態を定め、法令に基づく対応実施を義務付けた。

また、大統領は、COVID-19 非自然災害の国家災害としての制定に関する大統領決定 2020 年第 12 号も定めており、COVID-19 即応タスクフォースが COVID-19 伝播による国家災害対策を行い、州知事、県知事並びに市長は、地方における COVID-19 即応タスクフォース本部長として、中央政府の政策に留意しつつ各地方の政策を定めるとしている。

この COVID-19 パンデミック対策には、中央政府、地方政府、民間及びインドネシア共和国統一国家領域の国民のすべての要素の参加が必要である。実業界及び従業員コミュニティは、従業員人口とモビリティの多さ、労働活動に起因する一般住民との交流による感染の鎖を断ち切るうえで多大な貢献を果たす。人の交流と集合の場としての職場は、感染対策が必要なリスク要因である。COVID-19 即応のための大規模社会制限（PSBB）に関する政令 2020 年第 21 号の中で、PSBB はその一つとして職場の休業でこれを実施するとしている。しかし、労働界にいつまでも制限を行うことは不可能であり、経済活動を引き続き行わなければならないため、COVID-19 状況下における生活様式の変化（New Normal）を通じた適応ができるよう、COVID-19 のパンデミック状態が継続する中でのアフター PSBB に緩和措置を行い、できる限り職場の準備を行うことが必要である。本手引きを適用することで、1 か所に複数/多くの人が集まることによる COVID-19 感染の可能性が存在する職場、

本資料は、保健大臣決定（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

特にオフィス及び産業の場において COVID-19 パンデミックのリスク及び影響を最小限に抑えられることを期待する。

B. 目的

パンデミック期の従業員の COVID-19 感染予防のための職場、特にオフィス及び産業の取り組みの強化

C. ターゲット

本手引きは、政府機関、民間企業、国営企業、州及び県/市保健局の職場に向けられたものである。

D. 定義

1. 濃厚接触とは、発症 2 日前から 14 日後の期間に(監視対象者又は陽性者と半径 1 メートル以内の範囲で)身体的接触を行った又は室内にいた若しくは訪問した人のことである。
2. 緩和とは、国民に対する災害の影響を軽減又は最小限化するための措置のことである。
3. 無症状者とは、COVID-19 感染者と濃厚接触履歴があるが症状の出していない人のことであり、以後 OTG と称する。
4. 観察対象者とは、発熱（38℃以上）若しくは発熱履歴を有する、又は鼻水/のどの痛み/咳などの呼吸器系障害の症状及び説得力のある臨床所見に基づくその他の原因がない及び発症前 14 日間の間に国内感染*が報告されている国/地域への渡航又は居住履歴がある若しくは COVID-19 陽性者との接触履歴がある者のことであり、以後 ODP と称する。
5. 監視対象者とは、発熱（38℃以上）若しくは発熱履歴を有する、咳/息切れ/のどの痛み/鼻水/軽度から重度の肺炎を伴う及び説得力のある臨床所見に基づくその他の原因がない及び発症前 14 日間の間に国内感染*が報告されている国/地域への渡航又は居住履歴がある若しくは COVID-19 陽性者との接触履歴がある者のことであり、以後 PDP と称する。
6. 可能性例とは、RT PCR 検査中であるがまだ結論が出せていない PDP のことである。
7. 陽性者とは、PCR 検査を通じて検査の結果が陽性の COVID-19 感染患者のことである。
8. 自己検疫とは、症状を観察し早期（訳注）症例発見の目的で、自宅又は検疫場所として用意された別の場所で行われる、疾病はないが病原体又は感染症の曝露の可能性のある人の活動の制限/分離のことである。（訳注）原文には *sejak tinggi* とある

本資料は、保健大臣決定（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

が、[sejak dini](#)(早期)と解釈した。

9. 自己隔離とは、感染の伝播又は汚染予防のために自宅又は検疫場所として用意された別の場所で行われる、疾病のない又は感染した人と他人との分離のことである。

本資料は、保健大臣決定（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

第2章

オフィス及び産業の職場環境における COVID-19 の予防及び管理

従業員から代表者レベルに至るまで職場にいるすべての者が実施し、既存の全リソースを活用した職場環境における COVID-19 の感染ポテンシャルの予防及び管理のためのステップが必要である。本ステップの設定は、下記を含む判断に基づき、業務の種類及び事業セクター規模に基づくリスクレベルに応じる：

1. 業務要因

業務の種類及び感染曝露の危険性との関係の特定は、より効果的な取り組みを作成するために必要である。このリスク評価は、移動中の公共の場、同僚、顧客との関係による曝露の可能性及び COVID-19 感染地域への出入りの履歴による曝露の可能性に基づき行う。リスクを伴う従業員の分類は下記の通り：

- 低曝露リスク—公共（顧客、クライアント又は一般住民）及び他の同僚との関係/接触が頻繁ではない活動の業務
- 中曝露リスク—一般住民又は他の同僚、訪問者、クライアント/顧客又は請負業者との関係/接触が頻繁にある業務
- 高曝露リスク—COVID-19 感染が把握されている又はその疑いのある人々と近接接触及びウイルスに汚染された可能性のある物及び表面との接触の可能性が高い業務又は任務

2. 業務外の要因

自宅又はコミュニティで発生しうる要因

3. 併存疾患要因

高齢による年齢的なポテンシャル、糖尿病、高血圧、肺障害及び腎臓障害などの持病、免疫不全状態/自己免疫疾患及び妊娠

本資料は、保健大臣決定（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

A. PSBB 中

1. 職場向け

a COVID-19 感染予防のためのマネジメントの政策

- 1) マネージメント側は、その地域における COVID-19 に関する情報の推移を常にモニタリング及び更新すること（定期的に
<http://infeksiemerging.kemkes.go.id> 及び現地地方政府の政策にアクセスが可能）
- 2) 代表者、人事部、労働安全衛生部及び保健担当者から構成される職場 COVID-19 対応チームの結成、職場代表者からの決定書で裏付けを行う
- 3) 代表者又は雇用主は、保健担当者がモニタリングを行うために、COVID-19 の各疑い例（発熱又は咳/鼻水/のどの痛み/息切れの症状）を従業員が報告するための政策及び手続きを提供する。
- 4) 陽性例を不名誉として扱わない。
- 5) 在宅勤務(work from home)規制
引き続き職場で勤務/出勤する必要があるエッセンシャルワーカー及び在宅勤務が可能な従業員を定める。

b PSBB 実施中に引き続き勤務すべきエッセンシャルワーカーがいる場合：

- 1) 職場入口でサーモガンを用いて検温し、出社する従業員が COVID-19 に感染していない状態にあることを確認するために出社前に COVID-19 リスクの自己評価を適用する。(Form1)
- 2) 免疫系の低下を招きうる休息時間不足となる長すぎる勤務時間（残業）とならないよう規制
- 3) シフト従業員の場合：
 - a) 可能であればシフト 3（夜間から朝までの勤務時間）をなくす
 - b) シフト 3 従業員として勤務する者を主に 50 才未満の従業員とする
- 4) 通勤中及び職場にいる間、従業員にマスクの着用を義務付ける
- 5) 職場が提供する食事の栄養摂取をアレンジし、抵抗力の維持に役立つミカン、グアバなどビタミン C を多く含む果物を選ぶ。可能であれば従業員にビタミン C サプリメントの提供が可能
- 6) 安全で健康的な職場の促進
 - a) 職場環境の衛生及び公衆衛生
 - 適切な洗浄剤及び消毒を用いて定期的に清掃を行う（4 時間に 1 回）ことですべての作業エリアが清潔で衛生的となるようにする。特にドアノブ及び階段の手すり、エレベーターのボタン、共用のオフィス設備、その他公共エリア及び施設。
 - 空気の循環及び業務スペースに入る太陽光の最適化、エアコン

本資料は、保健大臣決定（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

のフィルターの掃除を行うことで、職場の空気の質を守る

b) 手洗い設備

- 手洗い設備をより多く用意する（石鹸及び流水）
- 手洗い設備場所マークをつける
- 正しい手洗い方法の啓蒙ポスターを貼る
- 必要な場所（入口、会議室、エレベーターのドアなど）に 70% 以上のアルコール濃度の手指消毒剤を用意する

c) すべての業務活動における物理的距離の確保(physical distancing)
各業務活動における 1 メートル以上の従業員間距離の規制（作業机/
ワークステーションの規制、食堂での椅子の規制など）

d) 下記の職場での「健康的な生活様式及び清潔で健康的な生活行動」
（PHBS）を通じた「健康的な生活に向けた国民運動」
（GERMAS）のキャンペーン：

- 石鹸を使った手洗い（CTPS）
職場到着時、食事前、顧客との接触/他人との会合後、洗面所の
後、汚染の可能性のある物を触った後の従業員の手洗い促進
- 咳エチケット
咳エチケット（口と鼻を腕の内側で覆う）文化を根付かせ、咳
及び鼻水を覆うためにティッシュを用いる場合には、使い終わ
ったティッシュを蓋つきのごみ箱に捨て、そのあとに石鹸と流
水で手を洗う
- 勤務前の一斉運動は安全な距離を保ち、休憩時間に日光浴を勧
める
- 栄養バランスの取れた食事をとる
- 礼拝用具、食器など個人用具の共用を避ける

c 従業員への COVID-19 に関する周知及び教育

- 1) COVID-19 パンデミック問題に関連する正しい理解のために、全従業員
及び家族に対し集中的に教育を行い、従業員が感染予防のための予防的
かつ促進的措置をとり、正しくない情報による過剰な不安を削減するた
めの知識を自立的に獲得できるようにする。
- 2) 提供可能な教育素材：
 - a) COVID-19 の原因及び予防法
 - b) 初期症状及び発症時にすべきことを知る
 - c) 正しい手洗いや咳エチケットなどの「健康的な生活様式及び清潔で
健康的な生活行動」の実践
 - d) 疑いがある場合の報告及び検査フロー

本資料は、保健大臣決定（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したのですが、定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

- e) 実施可能な教育方法：入口、食事場所/食堂、休憩エリア、会談など各従業員が見やすい戦略的エリアでのバナーの設置、パンフレット、壁新聞など、繰り返し流す AV 媒体、リマインドのために定期的に全従業員への SMS/Whats up の一斉配信
- f) 教育素材は www.covid19.go.id にアクセス可能

2. 従業員向け

a ステイホーム

差し迫った用事がなければ家から出ない。やむを得ず家を出なければいけない場合にはマスクを使い、多くの人が集まる場所を避け、常に他人との距離を 1 メートル以上確保し、すぐに用事を済ませて帰宅する。宗教指導者からの指示を守る。

b 家の清潔維持

1 日 2 回の掃除と床拭き

c 自宅での空気の循環と太陽光の最適化

朝の空気と太陽光を家に入れるようにする

d 石鹸と流水を使った手洗い

手が汚れるたび、大便後、乳幼児の用足し後の始末後、食事の前後、食べ物を食べさせる前

e 口と鼻を腕の内側で覆う咳/くしゃみエチケットを習慣化する

f 咳/鼻水/発熱の時にはマスクを使う

g 病気の家族は分離する

病気の者がいる場合、距離を保つ又はスペースを分け、マスクを使う

h COVID-19 疑いの不調がある場合、sehatpedia, halodoc, good doctor、現地の COVID-19 コールセンターなどの遠隔医療を通じて医療従事者にすぐに相談する

i 不要不急の不調がない場合、パンデミック期に医療サービス機関を訪れることを避け、やむを得ない場合にはマスクを着用して行く

j COVID-19 情報は www.covid19.go.id などの信頼できるソースのみから探す

B. アフターPSBB の再勤務時

1. 職場向け

- 1) マネージメント/職場 COVID-19 対応チームは、常に最新の情報、中央及び地方政府の当該地域の COVID-19 関連の呼びかけ及び指示に留意し、最新の推移に応じて職場における COVID-19 関連の政策及び手続きを更新する（定期的に <http://infeksiemerging.kemkes.go.id> 及び現地地

本資料は、保健大臣決定（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

方政府の政策にアクセスが可能)

- b 職場にいる間、職場への往来及び自宅を出るたびにすべての従業員のマスク着用を義務付ける。
- c 発熱/のどの痛み/咳/鼻水/息切れの症状のある従業員、客/訪問者の出社の禁止。疾病証明書提示義務に関する会社ルールの緩和。
- d 従業員が自己検疫/隔離を行わなければならない場合、諸権利は引き続き供与する。
- e スクリーニング実施時に症状がみられた従業員の観察のための独自のエリア/スペースを用意する。
- f 特定の状況において必要な場合、リソースを有する職場は自己検疫/隔離場所の支援が可能。自己検疫/隔離実施規準は www.covid19.go.id 内の指針に準拠する。
- g 職場環境の衛生及び公衆衛生の適用
 - 1) 適切な洗浄剤及び消毒を用いて定期的に清掃を行う (4 時間に 1 回) ことですべての作業エリアが清潔で衛生的となるようにする。特にドアノブ及び階段の手すり、エレベーターのボタン、共用するオフィス設備、その他公共エリア及び施設。
 - 2) 空気の循環及び業務スペースに入る太陽光の最適化、エアコンのフィルターの掃除を行うことで、職場の空気の質を守る
- h 顧客サービスを行う従業員向けに仕切り又はガラススクリーンの設置など感染予防の改造を施す。
- i 出社 1 日前に、出社予定の従業員が COVID-19 に感染していない状態であることを確認するために全従業員に COVID-19 リスク自己評価を行う。
(Form1)
- j 職場に入る各地点で体温測定(スクリーニング)を実施：
 - 1) 体温測定を行う担当者は、ウイルスを持ち込むリスクを有する可能性のある多くの人と対面するため、訓練を受け、防護具(マスク及びフェイスシールド)を着用すること；
 - 2) 誤った結果を見ることにつながりうるので、体温測定は AC カーテン (訳注：冷房用のエコカーテン) のある入り口で行わないこと。
 - 3) 入口での体温測定結果の解釈及びフォローアップは Form2 及び Form3 の通り。
- k 物理的距離/距離の確保の適用
 - 1) 物理的距離の確保の適用を容易にするために、入場する従業員数を規制
 - 2) 入口では整列距離を定め、従業員が密集しないようにする。リマインドのために床にマーク又はポスター/バナーを設置する。

本資料は、保健大臣決定（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

- 3) 職場が高層ビルの場合、垂直的移動の規制は下記の通り：
 - a) エレベーターの使用：エレベーターに乗る人の数を制限し、乗っている人は互いに背を向けて立つよう床にマークを付ける。
 - b) 階段の使用：階段が1通路しかない場合、上り側と下り側を分け、階段の上り下りの際にすれ違う従業員がいないように努める。階段に2通路ある場合、上り用と下り用の通路にわけ。
 - c) 作業机/エリア、会議実施時、食堂、休憩時など、1メートルの距離を確保するために座る場所を規制する。
- 1 可能であれば、寮/住宅地から職場の往復用に従業員専用の交通手段を提供し、従業員が公共交通機関を使わないようにする。
- m 保健担当者/労働安全衛生担当者/人事部は、積極的に従業員の健康のモニタリングを行う：
 - 1) 出社予定の従業員が COVID-19 に感染していない状態であることを確認するために、出社前に全従業員に COVID-19 リスク自己評価を適用する。(Form1)
 - 2) 勤務中、各業務ユニット/部/局は、発熱/咳/鼻水のある者がいる場合、全従業員のモニタリングを行う。
 - 3) 従業員が自己探知(セルフモニタリング)ができ、勤務中に発熱/のどの痛み/咳/鼻水がある場合に報告するよう促進する。
 - 4) COVID-19 感染国/地域への出張から戻ったばかりの従業員は、自宅での自己検疫及び14日間症状の自己モニタリングを行い、1日2回の検温を行うことが義務付けられる。(Form9)

2. 従業員向け

- a 自宅滞在時及び職場にいる間の「清潔で健康的な生活様式」を通じた「健康的な生活に向けた国民運動」を常に適用する。
 - 1) 職場への往来時
 - a) 健康な状態であることを確認し、咳、鼻水、発熱症状がある場合には自宅にとどまるようにする
 - b) マスクを使う
 - c) 公共交通機関を利用しないように努め、やむを得ず利用する場合には
 - 他人と1メートル以上の距離を確保する
 - 公共施設に触れないように努め、手指消毒剤を使う
 - 自分のヘルメットを使う
 - 現金以外の支払いに努める。やむを得ずお金に触れる場合には

本資料は、保健大臣決定（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

そのあとに手指消毒剤を使う

- 手で顔に触れたり目をこすらない、やむを得ない場合には清潔なティッシュを使う

2) 職場にいる間

- a) 到着時にすぐに石鹸と流水で手を洗う
- b) ドアを開けたりエレベーターのボタンを押す際に肘を使う
- c) エレベーターで密集せず、相互に背を向けて距離を保つ
- d) 消毒剤で作業机/エリアを掃除する
- e) 業務エリアで共用している施設/設備にあまり触れないようにし、手指消毒剤を使う
- f) 同僚と1メートル以上の距離を保つ
- g) 業務スペースに空気の流れと太陽光が入るようにする
- h) 握手をしないよう習慣づける
- i) マスクをそのまま着用

3) 自宅到着時

- a) 自らを清潔にする（水浴及び着替え）前に家族に触れないこと
 - b) 洗剤で衣服とマスクを洗う。使い捨てマスクの場合、ごみ管理者を汚染しないよう、捨てる前に破り、消毒剤で濡らす
 - c) 携帯電話、眼鏡、カバンの掃除が必要と感ずる場合、消毒剤を用いる
- b 栄養バランスの取れたものを消費し、1日30分以上の身体活動を行い、十分な休息（7時間以上の睡眠）をとり、朝に日光浴をすることで抵抗力を高める。
- c 糖尿病、高血圧、肺障害及び腎臓障害などの変性疾患又は免疫不全状態/自己免疫疾患及び妊娠状態にある場合にはさらに注意する。変性疾患は常に管理状態においておくこと。

C. 従業員が OTG、ODP、PDP 又は COVID-19 陽性者であることが判明した場合
職場で従業員が OTG、ODP、PDP 又は COVID-19 陽性者としての規準を満たしていることが見つかった/情報を得た場合：

1. 直ちに現地の保健所又は保健局に報告に調整を行う（Form4）
2. OTG 規準を満たした従業員の場合
 - a 訓練を受けた/有能な保健担当者による RT PCR 検査のための検体採取/スワブの実施
 - b RT PCR 検査施設がない場合、簡易検査（RT）による検査が可能であり、RT 検査結果のフォローアップについては次の表にある通り：

本資料は、保健大臣決定（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

No.	簡易検査	フォローアップ	次の検査
1	陰性	「健康的な生活様式及び清潔で健康的な生活行動」及び物理的距離の確保の適用により自己検疫を実施 (Form5)	10 日目に再検査。 10 日目の再検査結果が陽性の場合、政府指定の医療機関/ラボで 2 日間連続で 2 回 RT PCR 検査を行う。
2	陽性	「健康的な生活様式及び清潔で健康的な生活行動」及び物理的距離の確保の適用により自己検疫を実施 (Form5) 検疫期間中に陽性が確認された OTG が発熱症状 (38℃超) 又は咳/鼻水/のどの痛みを示した場合、 a. 軽度の症状の場合、14 日間自宅で自主隔離 b. 中度の症状の場合、緊急病院で隔離 c. 重度の症状の場合、拠点病院で隔離	直ちに政府指定の医療機関/ラボで 2 日間連続で 2 回 RT PCR で確認検査を行う。

3. ODP 基準を満たしている従業員

- a 訓練を受けた/有能な保健担当者により、1 日目及び 2 日目に RT PCR 検査のための検体採取/スワブの実施
- b RT PCR 検査施設がない場合、簡易検査 (RT) による検査が可能であり、RT 検査結果のフォローアップについては次の表にある通り：

No.	簡易検査	フォローアップ	次の検査
1	陰性	「健康的な生活様式及び清潔で健康的な生活行動」及び物理的距離の確保の適用により自己検疫を実施 (Form5)	10 日目に再検査。 10 日目の再検査結果が陽性の場合、政府指定の医療機関/ラボで 2 日間連続で 2 回 RT PCR 検査を行う。
2	陽性	「健康的な生活様式及び清潔で健康的な生活行動」及び物理的距離	直ちに政府指定の医療機関/ラボで 2 日間連続で 2 回 RT PCR で

本資料は、保健大臣決定（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

	の確保の適用により自己検疫を実施 (Form5)	確認検査を行う。
	陽性が確認された ODP が症状の悪化を示した場合、 ・ 中度の症状の場合、緊急病院で隔離 (38℃超の発熱、軽度の息切れ、咳が続く及びのどの痛み) ・ 重度の症状の場合、拠点病院で隔離 (38℃超の発熱が続く、重度の上気道炎/重度の肺炎)	

4. PDP 規準を満たす従業員は直ちに指定の拠点病院への紹介を受けること
(www.covid19.kemkes.go.id を参照可)
5. PDP 及び陽性者ステイタスの各従業員は、疫学調査を行うこと (Form6)。本活動は濃厚接触者/OTG を見つけるために行う (Form7)。
6. 続いて下記を実施のこと：
 - a 職場環境での接触の特定、すなわち COVID-19 予防及び管理指針 (www.covid19.kemkes.go.id) に基づき、職場での濃厚接触特定書式を用いて (Form8)、半径 1 メートル以内の範囲で ODP、PDP 又は陽性者と交流履歴を有する他の人/従業員を特定する。
 - b ODP、PDP 又は陽性者である従業員と接触した従業員は、当該従業員が 14 日以内に行った下記の活動に基づき 2 グループ (Ring) に分ける：
 - 1) Ring 1 : ODP、PDP 又は陽性者である従業員と半径 1 メートル以内で直接交流経験がある従業員及び他人
 - 2) Ring 2 : ODP、PDP 又は陽性者である従業員と同じスペースにいた経験がある従業員及び他人
 - c Ring 1 及び Ring 2 入りが特定された従業員に対し、簡易検査を行い、「健康的な生活様式及び清潔で健康的な生活行動」及び物理的距離の確保の適用により自己検疫/隔離 (在宅勤務) (手続きは上述の OTG 規準に基づく)。
 - d 自己検疫は、従業員の自宅又は職場/政府が用意した検疫/隔離場で実施可能。政府の検疫場に入るためには現行規程に依じる。自己検疫の実施については www.covid19.kemkes.go.id を参照可 (Form9 及び Form10)
 - e 直ちに COVID-19 の ODP、PDP 又は陽性者の汚染を受けた業務スペース/エリアを掃除及び消毒する (消毒の手引きは www.covid19.kemkes.go.id を参照)
 - 1) 呼吸器の飛沫曝露の可能性を最小限に抑えるために、掃除及び消毒を行う前に少なくとも 1×24 時間、当該従業員が使用したことのある業務スペース/エ

本資料は、保健大臣決定 (原文はインドネシア語) を参考までにジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

リアを閉鎖する。

- 2) 掃除は、すべての業務エリアで当該従業員が頻繁に触れた表面を消毒液を用いて拭く（例えば作業机/エリア、ドアノブ、階段の手すり、蛇口など）
- 3) 当該従業員の汚染を受けたスペースにおいて消毒液を噴霧する（業務スペース、会議室、トイレ、礼拝スペースなど）
- 4) 当該場所内の空気の循環を高めるために、開放スペースの方向にドアと窓を開ける。可能であれば掃除と消毒後 1×24 時間さらに待つ。

本資料は、保健大臣決定（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

第3章

COVID-19 対応における職場と地方政府の調整

COVID-19 パンデミック対応において、地方政府は COVID-19 即応タスクフォースの中で関連機関と調整を行っている。民間政府及び住民は、その地域における COVID-19 の予防及び管理の取り組みの中で互いに協力とコラボレーションを行わなければならない。職場及び実業界は、COVID-19 の感染の鎖を断ち切るために重要な役割を有する社会の一部となっている。各者の役割は下記の通り：

1. 保健局

- a 当該地域における COVID-19 感染リスク評価の実施
- b COVID-19 の予防及び管理において職場への周知、モニタリングと育成及びコンサルティングの実施
- c 職場が実施する COVID-19 サーベイランス実施のモニタリング
- d 職場における COVID-19 サーベイランスに関連したプログラム、セクターを越えたネットワークの構築及び強化
- e 職場環境における接触追跡を行うために COVID-19 陽性ステータスを有する患者に関するリスクを職場に伝える
- f 住民向けの COVID-19 検疫/隔離場及び医療サービス施設の調整

2. 労働局

保健局と共に COVID-19 の予防及び管理の取り組み及び職場の周知、育成及び監督

3. 保健所

- a 職場に対する COVID-19 に関する情報の周知を含むリスクの通知
- b 職場環境における接触追跡を行うために COVID-19 陽性ステータスを有する患者に関するリスクを職場に伝える
- c 職場における COVID-19 サーベイランスに関連したプログラム、セクターを越えたネットワークの構築及び強化

4. 病院/医療サービス施設

- a COVID-19 感染患者への医療サービスの提供
- b COVID-19 に関する情報周知を含むリスクの通知

5. オフィス及び産業の職場

- a 労働安全衛生と統合した職場における COVID-19 の予防及び管理の各種取り組みを通じ、安全かつ健康的な労働環境の確保
- b 職場における COVID-19 感染予防のために保健局と調整
- c 従業員が COVID-19 に感染した場合、保健局に報告が義務付けられる
- d 必要な場合、OTG、ODP、PDP の従業員向けに自己検疫/隔離手段を支援する

6. 従業員： COVID-19 に感染しないよう自分と家族を守るために「健康的な生活に向け

本資料は、保健大臣決定（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

た国民運動」の適用を義務付けられる

本資料は、保健大臣決定（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

第4章 終わりに

オフィス及び産業の職場における COVID-19 予防及び管理の手引きは、職場環境での COVID-19 の感染に対応するための役割と警戒心を高め、できる限り従業員の健康を守るための実業界の支えとなるべく策定した。本手引きはニーズに応じて各職場で展開が可能である。政府、実業界及び住民などすべての者が職場レベルでの COVID-19 の予防及び管理に関与することで、実業界の持続に対し COVID-19 が及ぼす影響を最小限に抑え、マクロ的には社会における COVID-19 を抑制することに貢献し、その伝播がきちんと予防及び管理できることを期待している。

保健大臣
テラワン・アグス・プトラント

本資料は、保健大臣決定（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。